



金 沢 市 公 報

第 3 1 0 7 号 の 2

令和5年(2023年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●選挙管理委員会告示		○金沢市議会議員選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について (") 2
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	1	○金沢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について (") 2
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	1	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 2
○金沢市議会議員選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の提示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について (")	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 2
		○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 2

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第6項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,498人

●金沢市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

124,951人

●金沢市選挙管理委員会告示第27号

令和5年4月23日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の提示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

1 日 時 令和5年4月16日

午後5時30分から

- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所第一本庁舎301会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第28号

令和5年4月23日執行予定の金沢市議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を令和5年4月14日からと定めます。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第29号

令和5年4月23日執行予定の金沢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 令和5年4月16日
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所第一本庁舎405会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第30号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

124,951人

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,498人

●金沢市選挙管理委員会告示第32号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,476人

令和5年(2023年)4月11日	発行	発行人	金 沢 市
		発行所	金 沢 市 役 所
		編集	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地